

光市空き家改修等助成事業

のご案内

空き家を利活用し、市内への移住促進を図るために、「空き家情報バンク」に登録された**家屋の改修**や**家財撤去・処分に係る費用**の一部を補助します。

◆ 補助対象物件

- ・中山間地域^{※1}及び市街化調整区域に立地した「光市空き家情報バンク」の登録物件であり、バンク制度を介して賃貸又は売買契約が締結され1年以内のもの。

※1 牛島地区、岩田地区、三輪地区、東荷地区、塩田地区、岩田立野地区、周防地区



◆ 補助対象者

【改修】

| | |
|----|----------|
| 賃貸 | 入居者or所有者 |
| 売買 | 入居者 |

【家財撤去・処分】

| | |
|----|----------|
| 賃貸 | 入居者or所有者 |
| 売買 | 入居者or所有者 |

※入居者と所有者が3親等以内の親族である場合等、対象外となる場合があります。

◆ 補助対象経費

- ・市内業者が行う次の業務に係る経費

| | |
|---------|--------------------------------|
| 改修 | 家屋の増築・改築工事、 屋根の葺き替え、外壁の塗装など |
| 家財撤去・処分 | 家財の撤去及び処分に関する業務 |

◆ 補助金の額

- ・対象経費の2分の1(千円未満は切捨て) ※上限額は次のとおり

| | |
|---------|--------|
| 改修 | 上限25万円 |
| 家財撤去・処分 | 上限 5万円 |

◎その他、詳細な要件等については、
下記までお問合せください。

◎お問合せ先

光市役所 企画調整課 移住・定住促進担当
〒743-8501 光市中央六丁目1番1号
TEL: 0833-72-1407



手続きの流れ

交付申請

工事等の着工前に、必要な書類を市に提出します。

交付決定

市が書類を審査し、補助金の交付の可否等を決定します。

工事・作業の着工～完了

交付決定を受けた後に、工事や作業に着手します。

完了報告

工事等の完了後、必要な書類を市に提出します。

補助金額確定

市が書類を審査し、補助金の額を確定します。

補助金の請求

補助金額の確定後に、請求書を市に提出します。

補助金の交付

市が指定された口座に補助金を支払います。